

総務部長

指示第2号

処遇部長

平成29年3月16日

総務部長

処遇部長

死刑確定者に対する差入れの取扱いについて

標記について、関係法令に基づくほか、死刑確定者の心情の安定と処遇の適正を期すため、下記方針により、取り扱うこととするので、過誤が生じないよう配慮されたい。

なお、平成19年6月1日付け総務部長・処遇部長指示第2号「死刑確定者に対する差入れの取扱いについて」は、廃止する。

記

- 1 当所在所中の死刑確定者との外部交通を許可する方針としている者からの差入れは、これを許可する。
- 2 当所在所中の死刑確定者との外部交通を許可する方針としている者以外の者からの差入れは、書籍等を除いて、特段の事情がある場合を除き、これを許可する。
- 3 不許可となった物の事務手続

平成26年9月18日付け達示第43号「被収容者等の領置金品等の取扱いに関する実施細則」の制定について」及び平成29年3月16日付け総務部長・処遇部長指示第1号「被収容者に対する信書以外の送致金品の取扱いについて」により、通常の引取り処理を行うものとする。